

大分県報

令和五年
第四三六号
八月十八日

(金曜日)

目次

告示

生活保護法等による医療機関の指定	一
生活保護法等による指定医療機関の廃止	二
生活保護法等による施術者(開設者である施術者)の指定	二
生活保護法等による施術者(開設者でない施術者)の指定	二
生活保護法等による施術者の廃止	二
解除予定保安林	二
道路区域の変更	三
公 告	三
採石業務管理者試験の実施	三
落札者等の公示(二件)	四

○告示

大分県告示第三百六十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和五年八月十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

医療機関の名称

開設者の氏名

所在地

指定年月日

かまえ調剤薬局	永富調剤薬局白杵店	中の島調剤薬局	イルカ薬局中津店	株式会社アルファ薬局	株式会社アルファ薬局	たかだ調剤薬局	そうごう薬局津久見港町店	やまと薬局	日田調剤薬局三本松	有限会社やまと薬局	医療法人山下歯科医院	藤吉産婦人科	独立行政法人国立病院機構西別府病院	山本病院	大信薬局長湯店
株式会社下川薬局	株式会社永富調剤薬局	株式会社下川薬局	株式会社エム・ネット	株式会社アルファ薬局	株式会社アルファ薬局	株式会社たかだ調剤薬局	総合メディカル株式会社	株式会社淡水	有限会社三ツ丸薬品	有限会社やまと薬局	医療法人山下歯科医院	藤吉 直樹	独立行政法人国立病院機構	医療法人山本記念会	株式会社グッドフェローズ
佐伯市蒲江大字蒲江浦字中村二一七三番地	白杵市大字白杵字浜二一〇七一七五一	佐伯市中の島一丁目二番二八号	中津市大字蛸瀬字塩浜六〇〇一	別府市石垣西七丁目八番一五号	別府市石垣西七丁目八番一五号	豊後高田市本町一三三七一	津久見市港町九一三中津留ビル一階	日田市隈二丁目二一七	日田市三本松一丁目四一二八	中津市大字上宮永三〇〇番地一一	速見郡日出町三一八四番地	中津市大字上宮永二七〇一一	別府市大字鶴見四五四八番地	別府市光町一四番三号	竹田市直入町大字長湯七九八二番地九
令五・七・一	令五・七・一	令五・七・一	令五・七・一	令五・七・一	令五・七・一	令五・七・一	令五・七・一	令五・七・一	令五・七・一	令五・七・一	令五・七・一	令五・七・一	令五・七・一	令五・七・一	令五・六・一

令和五年八月十八日

大分県報(告示)

令和五年八月十八日

大分県報 (告示)

二

有限会社熊仁寿堂薬局	有限会社熊仁寿堂薬局	宇佐市大字上高家一三九〇―一	令五・七・一
ウエガキ調剤薬局南敷田支店	有限会社エンドル・ウエガキ薬局	宇佐市南敷田七二四番地一号	令五・七・一
ニチイケアセンター日田訪問看護ステーション	株式会社ニチイ学館	日田市三芳小淵町三六番	令五・六・二〇
訪問看護ステーションいとぐち	株式会社M&Y	宇佐市大字猿渡一〇四八番地の三二	令五・一・七

大分県告示第三百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

令和五年八月十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎	
医療機関の名称	開設者の氏名
佐藤内科医院	佐藤 保光
所在地	廃止年月日
日田市田島一丁目一七―一七	令五・四・一

大分県告示第三百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者（開設者である施術者）を指定した。

令和五年八月十八日

施術者の氏名	大分県知事 佐藤 樹一郎
施術所の名称	所在地
指定年月日	

林 栄治	はやし治療院	佐伯市中の島一―八―一五―一	令五・六・二六
------	--------	----------------	---------

大分県告示第三百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者（開設者でない施術者）を指定した。

令和五年八月十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎		
施術者の氏名	施 術 者 の 住 所	指 定 年 月 日
石井 颯人	津久見市大字津久見五七九七―九	令五・六・一六

大分県告示第三百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の施術者から廃止の届出があった。

令和五年八月十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎			
施術者の氏名	施 術 所 の 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
林 栄治	はやし治療院	佐伯市蟹田六一―二〇	令五・六・二五

大分県告示第三百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和五年八月十八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

解除予定保安林の所在場所

佐伯市上浦大字最勝海浦字中崎一六一六番九（次の図に示す部分に限る。）、一六一六番一

保安林として指定された目的

魚つき

解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年八月十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年八月十八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

道路の種類 及び路線名	区 間		区域変更 前後別	敷地の幅員	延 長
	大分市大字端登字下原三二〇四番三から 大分市大字端登字神ノ上三四五 四番四まで	大分市大字端登字下原三二〇四番三から 大分市大字端登字神ノ上三四五 四番三まで	前	メートル 一八・六 三・二	メートル 六五二・八
県道中判田 犬飼線			後	四六・四 八・八	六五二・八

○ 公 告

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三の規定により、次のとおり採石業務管理者試験を実施する。

令和五年八月十八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 試験日時

令和五年十月十三日（金）午前十時から正午まで

二 試験場所

大分市高江西一丁目四千三百六十一番十 大分県産業科学技術センター多目的ホール

三 試験科目

採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号。以下「規則」という。）第八条の八に規定する科目

四 受験手続

1 提出書類

(一) 郵送又は直接提出の場合

(1) 受験願書（規則様式第九）

(2) 写真一葉（手札形とし、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

(二) 電子申請の場合

(1) 受験願書（電子申請システムの入力により自動作成されるもの）

(2) 写真（電子申請システムで指定するファイル形式の電子データで、電子申請前六月以内に撮影した正面上半身像のもの）

2 書類の受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

令和五年九月四日から同月十五日まで。ただし、郵送により書類を提出する場合は、同日までの消印のあるものに限って受け付ける。

(二) 受付時間

(1) 郵送又は直接提出の場合

午前八時三十分から午後五時十五分まで

(2) 電子申請の場合

受付期間初日の午前八時三十分から最終日の午後五時十五分まで

3 書類の提出先（郵送又は直接提出の場合）

大分市大手町三丁目一番一号（郵便番号八七〇一八五〇一）

令和五年八月十八日

大分県報（告示・公告）

大分県商工観光労働部工業振興課

4 受験手数料

(一) 金額

八千円

(二) 納付方法

(1) 郵送又は直接提出の場合

大分県収入証紙による納付又はキャッシュレス対応収納窓口でのキャッシュレス

納付

(2) 電子申請の場合

電子申請システムでのオンライン決済（クレジットカード）

5 受験願書及び受験案内の配布

大分県ホームページからのダウンロード及び各振興局地域創生部で配布する。

五 その他

1 天候及び交通機関等の都合によっては、試験を延期する可能性がある。

2 試験の詳細については、受験案内で確認すること。

次のとおり落札者等について公示する。

令和五年八月十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 落札に係る物品等の名称及び数量

運転免許申請自動受付機 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県警察本部交通部運転免許課

大分市大字松岡六千六百八十七番地

三 落札者を決定した日

令和五年六月十五日

四 落札者の氏名及び住所

東京センチュリー株式会社 代表取締役 馬場 高一

東京都千代田区神田練堀町三番地

五 落札金額

五十一万七千六百七十一円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日
令和五年五月二日

次のとおり落札者等について公示する。

令和五年八月十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 落札に係る物品等の名称及び数量

運転免許証追記装置等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県警察本部交通部運転免許課

大分市大字松岡六千六百八十七番地

三 落札者を決定した日

令和五年六月十五日

四 落札者の氏名及び住所

N E C キヤピタルソリューション株式会社九州支店 九州支店長 齋藤 義弘

福岡県福岡市中央区天神二丁目十番二十号

五 落札金額

五十二万二千三百九十円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和五年五月二日